［編纂委員長］
須永徳武

［編纂委員］
安達宏昭
加藤圭木
清水美里
千住　一
竹内祐介
平山　勉
細谷　亨
三ツ井崇
谷ヶ城秀吉

はじめに

須永徳武・谷ヶ城秀吉

1　日本植民地研究の系譜

本書は，多様化する日本植民地研究の現在的地平とそこに内在する課題を可能な限り包括的に提示することを通じて，新たな研究プラットフォームの構築に向けた礎石を提供することを目的としている．かつて J. ギャラハー & R. ロビンソンは「自由貿易の帝国主義」において，直接的に政治・行政が支配される植民地を「公式帝国」とし，植民地化されてはいないが，自由貿易体制の下で経済的に支配された地域を「非公式帝国」と区分した[Gallagher and Robinson 1953]．この区分を踏まえれば，近代日本の歩みは「公式帝国」拡張の歴史であり，植民地帝国形成の歩みそのものであった．こうした近代日本のあり様を振り返れば，植民地はその不可欠な構成要素であり，植民地をめぐる諸問題を問うことなしに日本の近代を考えることはできない．さらに日本の植民地帝国化が東アジア地域を巻き込む形で進展した点に鑑みれば，日本の植民地問題を問うことは東アジアの近代を考えることであり，日本植民地研究は東アジアの近代史研究に対して共有可能な研究基盤を提供し得る研究分野でもある．

戦前期の日本植民地研究は官学アカデミズムにおける植民政策学を中心に進展した．植民政策学は植民地の統治形式や法体系を軸に安定的な植民地支配を進めるための統治政策研究であったが，1920 年代になると「公式帝国」としての植民地領有を前提としつつも，植民地に対する従属主義あるいは同化主義的政策を批判し，自治主義的政策の必要性を強調する見解が登場する．京都帝国大学で植民政策学を講じた山本美越乃は 1920 年に『植民政策研究』を公刊し，具体的な統治機構として立法機能を有する「代議制度」と「民意ニ適合セル統治」のための「責任政府」の必要性を強調した[山本美越乃 1927：261 頁]．こうした山本の植民政策学はイギリス帝国の自治領 Dominion をモデルとするもので，植民地行政の実権は植民地議会および行政府に負託されるべきものと考えられていた．また，新渡戸稲造の後任として 1923 年に東京帝国大学の植

民政策講座教授に就任した矢内原忠雄は，さらにラディカルな自由主義的植民政策学を展開した．矢内原は「論理的終局は植民地に対する本国の領有支配関係の消滅に至る」と論じ[矢内原忠雄 1963(1926)：250, 470 頁]，「植民の実質的必要性と植民地征服領有の不合理性，この矛盾衝突が解決せられなければ植民の理想的実現は期待し得ない」と結論付けた[矢内原忠雄 1963(1926)：16, 468 頁]．このように戦前の植民政策学では日本の統治政策批判を超えて，植民地領有それ自体が批判的に論じられていた．

これまで戦前を代表する植民地研究者と見做されてきた細川嘉六は，こうした矢内原らの植民政策学を「資本家的階級利害の代弁者」と厳しく批判した[細川嘉六 1973(1927)：198 頁]．細川はマルクス主義の立場からレーニン『帝国主義』をベースに，「公式帝国」日本の植民地統治構造を民族政策と過剰資本輸出を軸として体系的に描出する『植民史』を著した，官学アカデミズム外部の植民地研究者であった．この細川による植民政策学批判は，マルクス主義に立脚したイデオロギー批判の側面が強く，それまでの植民政策学の深化や到達水準を踏まえて検討し，批判したものとは言い難い．戦後の日本植民地研究が帝国主義のコンテクストで進展したため，その先駆的研究として細川嘉六[1972(1941)]に注目が集められたが，矢内原らの植民政策学もまた戦前期における日本植民地研究の１つの到達点として見直される必要があろう(細川嘉六[1972(1941)]に関しては，岡部牧夫[2008]の注(2)を参照)．

アジア太平洋戦争の敗北により「公式帝国」日本は崩壊し，統治政策研究としての植民政策学は実質的な存在意義を失う．戦後の日本植民地研究は帝国主義の視角から出発し，立脚点や濃淡の差異はあったにせよ，日本帝国主義史の強い規定性の下で進展する．国家意思が濃厚に投影された政策展開の下で進行した日本の資本主義化と「公式帝国」化を把握する方法として帝国主義の論理が有効と考えられたからであり，その理論的根拠は主としてレーニン『帝国主義』に求められた．レーニンは，資本主義の独占的段階を帝国主義と捉え，その下で形成される過剰資本輸出が世界市場分割の手段となって，植民地支配と帝国主義対立の拡大を生じさせると論じた[レーニン 1956：102-111, 124-125, 139, 145-146 頁]．しかし，レーニンによる帝国主義の定義は欧米帝国主義国をモデルとするもので，これまでも様々な側面について日本の帝国主義的実態との乖離が指摘されてきた．こうした研究史に鑑みれば，レーニン『帝国主義』を

ア・プリオリに前提とした研究視角には再検討されるべき点が少なくない．

また，帝国主義の視角が日本植民地研究の視野を狭める傾向を有した点もまた否定できない．経済的収奪性や政治的・軍事的侵略を植民地問題の中核と捉える研究視角は，植民地の社会空間に内包された多義性への問題意識を希薄化させる方向に機能した．こうした帝国主義の視角が，植民地社会に可視・不可視に潜在した支配の多義的解釈を収奪性や侵略性に帰納させる傾向を有したとすれば，それは結果として研究領域の周縁的な拡張可能性を抑制したと言わざるを得ない．たとえば，J. A. シュンペーターは帝国主義政策と資本主義の関係を真っ向から否定し，「近代帝国主義は，資本主義そのものの「内在的論理」からは決して生まれてこなかったはずのもの」と指摘している［シュンペーター 1956：157 頁］．このシュンペーターの指摘を踏まえれば，そもそも日本の「公式帝国」化は経済構造に規定された必然的関係であったのか，この点もあらためて問い直される必要があろう．

2　本書のねらい

それまでの帝国主義的視角による日本植民地研究に対して，E. W. サイードや B. R. O'G. アンダーソンなどの研究を契機に，1990 年代以降の日本でも帝国史あるいはポストコロニアル研究が本格化する．これらポスト帝国主義の研究視角に共有された特徴は，政治，文化，民族など帝国主義的な研究視角では看過あるいは軽視されてきた領域に視野を広げ，宗主国と植民地各地との相互規定的な影響を重視することで，「公式帝国」日本を総体的に認識しようとする点にあった．さらに脱帝国・脱植民地後も再生産される植民地主義を戦後世界の覇権，民族，社会主義など複合的な観点から検証を進めた点にもその特徴があった．

その時代の知的関心と研究動向を反映する企画出版に岩波講座があるが，これまで植民地をテーマに 2 つのシリーズが公刊されている．大江志乃夫，浅田喬二ら 8 名を編集委員として 1992–93 年に刊行された『岩波講座近代日本と植民地』全 8 巻［大江志乃夫ほか編 1992–1993］と山本武利，田中耕司ら 8 名を編集委員として 2006 年に刊行された『岩波講座「帝国」日本の学知』全 8 巻［山本武利ほか編 2006］である．後者は前者を受けて「近代日本における学知の生成と展開を歴史的文脈のなかに位置付け」「帝国的認識空間の位相を明らかにする

こと」が目的とされる(第1巻，v頁)．この2つの岩波講座から，1990年代以降に進展した帝国主義からポスト帝国主義への研究視角の転換が象徴的に看取される．

表 0-1 は2つの岩波講座の各巻タイトルを示したものである．『近代日本と植民地』にも1980年代におけるポスト帝国主義の研究動向がある程度包摂されていると認められるが，同時に「統治」，「支配」，「抵抗」，「屈従」などの用語が目につく．ここでは「公式帝国」日本による植民地化のプロセスが，政治と外交，戦争と軍事，経済とインフラ，思想とイデオロギー，人流と労働と女性，民族抵抗運動，マスコミと文学，脱植民地化とアジアなどの観点から総合的に論じられている．これに対して『「帝国」日本の学知』では「系譜」，「メディア」，「空間」，「地域」などの用語が用いられ，帝国としての近代日本の学知のあり様が，政治の実践的技術知，経済学，東洋学，メディア，広域文学，調査技法，近代自然科学，世界認識などの観点から検討される．『「帝国」日本の学知』の編者の1人である酒井哲哉は，『近代日本と植民地』が「多民族帝国であった戦前期日本の支配様式」を明らかにしたと評価したうえで，『「帝国」日本の学知』は「学問の政治的機能を視野に入れつつも，単なるイデオロギー批判にとどまらない過去の知的遺産の批判的継承を目指すもの」と述べている(第1巻，2-3頁)．

さらに両講座の総論にあたると見做し得る第1巻の章別構成を示したものが**表 0-2** である．両講座が直接に対象とするテーマの差異に配慮する必要はあるが，分析対象や研究視角が帝国主義からポスト帝国主義へと変化していることが確認できよう．『「帝国」日本の学知』は『近代日本と植民地』の継承講座と自己規定するが，収録論文の多くからそれを直截的に読み取ることは難しい．両講座の対比からは，むしろ研究視角の乖離と対話回路の乏しさが浮き彫りになる．この両講座の間に本書を設定することで，帝国主義とポスト帝国主義の研究視角や問題意識の間に対話の回路をリレーさせ，どのような対話可能性を展望できるか，ここに本書の挑戦がある．

マルクス主義や帝国主義といった日本植民地研究における「大きな物語の終焉」は，ポスト帝国主義の多様な問題意識と多彩な言説を生み出したが，同時に問題意識の拡散と研究対象の細分化も進行し，結果的に研究の分断と相互無関心を拡大させることとなった．これに加えて，個別地域史の集合[杉山伸也

表 0-1　岩波講座の巻別構成

巻数	『近代日本と植民地』	『「帝国」日本の学知』
第 1 巻	植民地帝国日本	「帝国」編成の系譜
第 2 巻	帝国統治の構造	「帝国」の経済学
第 3 巻	植民地化と産業化	東洋学の磁場
第 4 巻	統合と支配の論理	メディアのなかの「帝国」
第 5 巻	膨張する帝国の人流	東アジアの文学・言語空間
第 6 巻	抵抗と屈従	地域研究としてのアジア
第 7 巻	文化のなかの植民地	実学としての科学技術
第 8 巻	アジアの冷戦と脱植民地化	空間形成と世界認識

表 0-2　岩波講座の第 1 巻章別構成

『近代日本と植民地』	『「帝国」日本の学知』
まえがき	序章　帝国のなかの政治学・法学・植民政策学
Ⅰ　近代世界の形成と植民地	第 1 章　札幌農学校と植民学の誕生
1　東アジア新旧帝国の交替	第 2 章　変奏する統治(ガヴァメント)
2　東アジアの経済圏	第 3 章　保護下韓国の条約改正と帝国法制
3　中華帝国の「近代」的再編と日本	第 4 章　植民地の法学者たち
Ⅱ　近代日本の膨張と植民地	第 5 章　コスモス
4　内国植民地としての北海道	第 6 章　「始原」と植民地の政治学
5　日本の近代化と沖縄	第 7 章　誰に向かって語るのか
6　千島列島の領有と経営	第 8 章　「帝国秩序」と「国際秩序」
7　関東軍の内蒙工作と蒙疆政権の成立	付録　文献解題
8　帝国日本の東アジア支配	
9　日本植民地支配下のミクロネシア	
Ⅲ　帝国主義論の現在	
10　帝国主義の政治理論	
11　帝国主義論と戦後世界	
12　英国と日本の植民地統治	

2012：318 頁]として蓄積されてきた日本植民地研究には，地域分断的な研究の細分化や相互対話の不可能性がより進展し易い特性がある．研究対象への強い地域的アイデンティティは，対象地域以外への問題関心を後景に退かせ，個別地域史内部に研究を自足させがちとなるからである．しかし，研究の個別・細分化や地域分断性を超えて，植民地統治や支配の歴史的／現在的意義を分野横断的かつ地域横断的に問い直すことが日本植民地研究に課せられた責務とするならば，共有すべき研究プラットフォーム構築に向けて問題意識，視角，論点を提示する本書の今日的意義は小さくない．

「公式帝国」,「非公式帝国」のいずれかを問わず，また支配側の主観的な意図がどのようなものであったとしても，植民地支配とは異民族による社会・生活空間の簒奪であり，植民地政策として展開される統治行政は被支配地域に「非日常」的空間を生じさせる．しかし，植民地統治政策が被支配社会を根底から掌握し，組み替え得たわけではない．植民地支配下であっても伝統的な経済関係や生活意識は「日常」的空間として存在し続けた．こうした「日常」性と「非日常」性の間で，植民地支配を円滑に進めるために植民地統治行政が支配地域の慣行に対応して変化する事例があった一方で，逆に伝統的な社会・経済慣行が植民地統治政策に適応して変質する場合もあった.「日常」性と「非日常」性が交錯することで生じる固有の時間と空間が植民地社会であった．この固有の時間と空間に胚胎された諸相を可能な限り論点として抽出し，植民地社会の実相により接近したい，との思いが本書の根底にはある．同時に日本が植民地を喪失してすでに 70 年以上が経過し,「公式帝国」の期間をはるかに超える．この現代日本において，いまなお日本植民地研究を進める現在的意義はどこにあるのか，本書がそうした根源的な問いをあらためて考え直す出発点になればと願っている.

3　本書の構成

本書を企画・編集した日本植民地研究会(以下，本会)は，学問領域や分析手法，あるいは対象地域を超えた多種多様な研究者によって構成されている．この強みを活かして本会は，年報『日本植民地研究』の誌上で植民地研究に関する最新の研究動向を長年に渡って紹介してきた[内田じゅん・宣在源 2001][カプリオ 2001][戸邉秀明 2003][平山勉 2003][岡本真希子 2004][千住一 2006]．また，2006 年 6 月の第 14 回全国研究大会では,「かつて「大日本帝国」の植民地であった地域を網羅するように，研究状況を地域ごとに並べて概観することで，研究全体の動向を把握し，今後の研究が取り組むべき課題や方向」を議論する共通論題報告「日本植民地研究の現状と課題」を企画した．さらに 2008 年 6 月には，この共通論題報告を基盤としつつ，帝国主義論やポストコロニアリズム，帝国史研究の研究動向を紹介する論考を加えて『日本植民地研究の現状と課題』を刊行した[日本植民地研究会編 2008：249-253 頁]．以上のようにして本会は，日本における植民地研究のプラットフォームたるべく努めてきた.

これに対して本書は，研究の細分化と研究者間の相互不理解が地域分断的に進展しつつあるという積年の問題に対応して，従来のような地域別の編成ではなく，テーマ別の編成とした．これは，それぞれの地域研究が得た緻密な事例研究に注視しつつ，それら成果の地域横断的な応用可能性を提示する試みとも言うことができる．以上の問題意識に基づいて本書では，日本植民地研究の到達点と今後取り組むべき課題を 3 部 35 テーマ(22 の章と 13 のコラム)に分けて紹介する．

第Ⅰ部「植民地支配の基盤」では政治や経済を中心に取り上げ，第Ⅱ部「植民地の社会と文化」では主に社会や文化を取り扱う．平田雅博の整理によれば，イギリス帝国史研究では「古い帝国史」である前者と「新しい帝国史」である後者の関係は，概して相互批判的な緊張を孕みながら展開してきたという[平田雅博 2004]．翻って日本では，一部の研究者が「古い帝国史」から「新しい帝国史」への違和感を表明しているものの[柳沢遊・岡部牧夫編 2001：12 頁]，両者の対立が顕在化しているわけではない．ただし，これは研究領域の細分化に起因する研究者間相互の無関心によるもので，議論の蓄積が対立の止揚をもたらしたわけではないことに留意すべきである．かかる事情に鑑みれば，議論の低迷は植民地研究の深化にとって好ましいものではない．

そこで本書では，「古い帝国史」と「新しい帝国史」の双方を取り上げて議論の喚起を試みる．ここで注意すべき点は，我々は両者の優劣や二者択一の判断を読者に迫っているのではないということである．そうではなく，「帝国」の構造や植民地支配のあり方を総体として把握するためには，政治・経済の制度と文化的側面の双方に目を配る必要があるというのが我々の理解である．もちろん，研究の緻密さが評価基準の 1 つとして重視される昨今では，1 人の研究者が複数領域に跨がって研究を進めていくことは難しい．しかし，そうした状況であるからこそ，双方の研究動向をワンストップで把握しうる本書の意義は大きいと我々は考えている．それぞれの地域を分析の単位とする個々の研究を「植民地支配」や「帝国」というキーワードでいかにつないでいくか．第Ⅰ部と第Ⅱ部は，「分断から分業へ」という本書のメイン・テーマを体現する役割を担っている．

第Ⅲ部「視角と方法」では，研究を進めるために必要な視角や方法論を紹介する．既述したように，かつて日本の植民地研究は，他の歴史研究と同様にグ

ランドセオリーとしてのマルクス主義と帝国主義論を理論的な基盤として進められてきた．かかる潮流は，アジア諸国の経済成長や社会主義体制の崩壊といった世界秩序の転換を契機として急速に後退する．その結果，1990年代から現在に至るまでの植民地研究は，多種多様な視角や方法論に基づいて，ある意味で個別的に進められることになった[今泉裕美子2000][岡部牧夫2008：28-29頁]．とはいえ，新たに提起された視角や方法論は，「まだ充分に論述・定義された概念を形成しておらず，それぞれの論者によっても規定は大きく異なる」[岡部牧夫2008：29頁]という問題も抱えている．そこで第Ⅲ部では，これまでに示されてきた研究の視角や方法論を整理しつつ，隣接分野との関連性や研究を進めるうえで必要となる具体的な手法について言及する．

各部を構成する章やコラムの執筆に際しては，次の点に留意した．第1に，執筆者はテーマごとの専門性を強く意識して選定した．それゆえ，本書の執筆は本会の会員ではない研究者が担当している場合もある．また，同様の理由から特に第Ⅲ部では，日本の植民地を直接の分析対象としない研究者にも執筆を依頼している．

第2に，紙幅の制約がある本書では，「回顧と展望」(『史学雑誌』)のような研究成果を悉皆的に掲げる形式は採らず，研究の到達点と論点を示すことに叙述の力点を置いた．したがって，本文中で触れる参考文献は，それぞれの章やコラムで議論を進めるために必要な成果に限定した(なお，参考文献は巻末に一括して掲げている)．前掲した『日本植民地研究』所収のサーベイ論文や日本植民地研究会編[2008]には，本書未掲載の優れた成果が数多く紹介されているので併せてご参照いただきたい．

第3に本書は，日本植民地研究の専門研究者だけでなく，植民地研究の動向や課題に関心を持つ学生や教員・研究者および一般読者にもお読みいただけるよう，できる限り平易な記述に努めた．また，歴史用語や専門用語は可能な範囲で統一したが，執筆者の意思を尊重してそのまま残した箇所もある．

本書を通読すれば，現時点における日本植民地研究の全貌を理解できるような構成としたが，興味のあるテーマに焦点を絞った拾い読みで知識を深めることも可能である．読者の皆様が本書を通じて日本植民地研究の現状を知る契機となれば望外の喜びである．

目　次

はじめに　須永徳武・谷ヶ城秀吉

凡　例

第Ⅰ部　植民地支配の基盤 …… 1

第1章　植民地主義　駒込　武　2

第2章　統治機構と官僚・警察・軍隊　松田利彦　13

第3章　被支配者の主体性　加藤圭木　22

第4章　アジア経済史と植民地経済史　竹内祐介　31

コラム①　**国民経済計算・数量経済史**　須永徳武　40

第5章　「国策」と企業経営　平山　勉　43

第6章　社会資本と「公共性」　清水美里　53

コラム②　**鉄道**　林　采成　62

第7章　技術移転　李　海訓　65

第8章　大東亜共栄圏　安達宏昭　75

コラム③　**内国植民地**　大浜郁子　85

第9章　戦後東アジア経済　湊　照宏　87

第Ⅱ部　植民地の社会と文化 …… 99

第10章　ジェンダー・セクシュアリティ　金富子　100

第11章　労働　都留俊太郎　110

第12章　人の移動　細谷　亨　120

コラム④　**観光**　千住　一　130

第13章　教育の制度と構造　古川宣子　132

コラム⑤　**スポーツ**　小野容照　143

第14章　医療・公衆衛生　鈴木哲造　146

コラム⑥ **医学と生命**　末永恵子　154
第15章　宗教と信仰　青野正明　157
第16章　住居・都市・領域　青井哲人　168
第17章　東アジアの近代文学と日本語小説　波田野節子　178
コラム⑦ **映画**　高　媛　189
コラム⑧ **芸能・歌謡**　三ツ井 崇　191
第18章　日本在留朝鮮・台湾出身者　宮本正明　194

第Ⅲ部　視角と方法 …… 203

第19章　帝国主義研究の現在的意義　兒玉州平　204
コラム⑨ **日本史と植民地研究**　吉井文美　212
コラム⑩ **アーカイブズ**　加藤聖文　215
第20章　「間-帝国史 trans-imperial history」論　水谷　智　218
コラム⑪ **植民地近代論**　松本武祝　227
第21章　グローバル・ヒストリーから見た「日本帝国」　脇村孝平　230
第22章　記憶　飯倉江里衣　239
コラム⑫ **地域における歴史実践**　小林信介　249
コラム⑬ **植民地責任論**　浅田進史　252

参考文献一覧　257
あとがき　谷ヶ城秀吉　287

凡　例

- 引用文は原則として原文どおりとした．ただし，漢字は日本語常用漢字を用いた．
- 引用文中の引用者補記には〔　〕を用いた．
- 引用文献は，巻末に「参考文献一覧」として，日・韓・中文文献は著者名の五十音順(韓・中文は日本語音読み)，欧文文献はアルファベット順に並べて掲載した．中文の簡体字・繁体字は日本語常用漢字で表記した．また，ハングル文献には文献名冒頭に＊を付した．
- 歴史用語・専門用語は，原則として表記を統一した．ただし，「帝国日本」「満洲」「アジア・太平洋戦争」等は，一部の章・コラムでは執筆者の意向に従って統一しなかった箇所もある．
- 「大東亜共栄圏」「皇国」等の当時の政治的な用語や，今日では不適切な呼称(「満洲」「満洲国」「支那」「仏印」等)は，本来「　」をつけて使用すべきであるが，本文では煩雑となるため「　」をはずした．

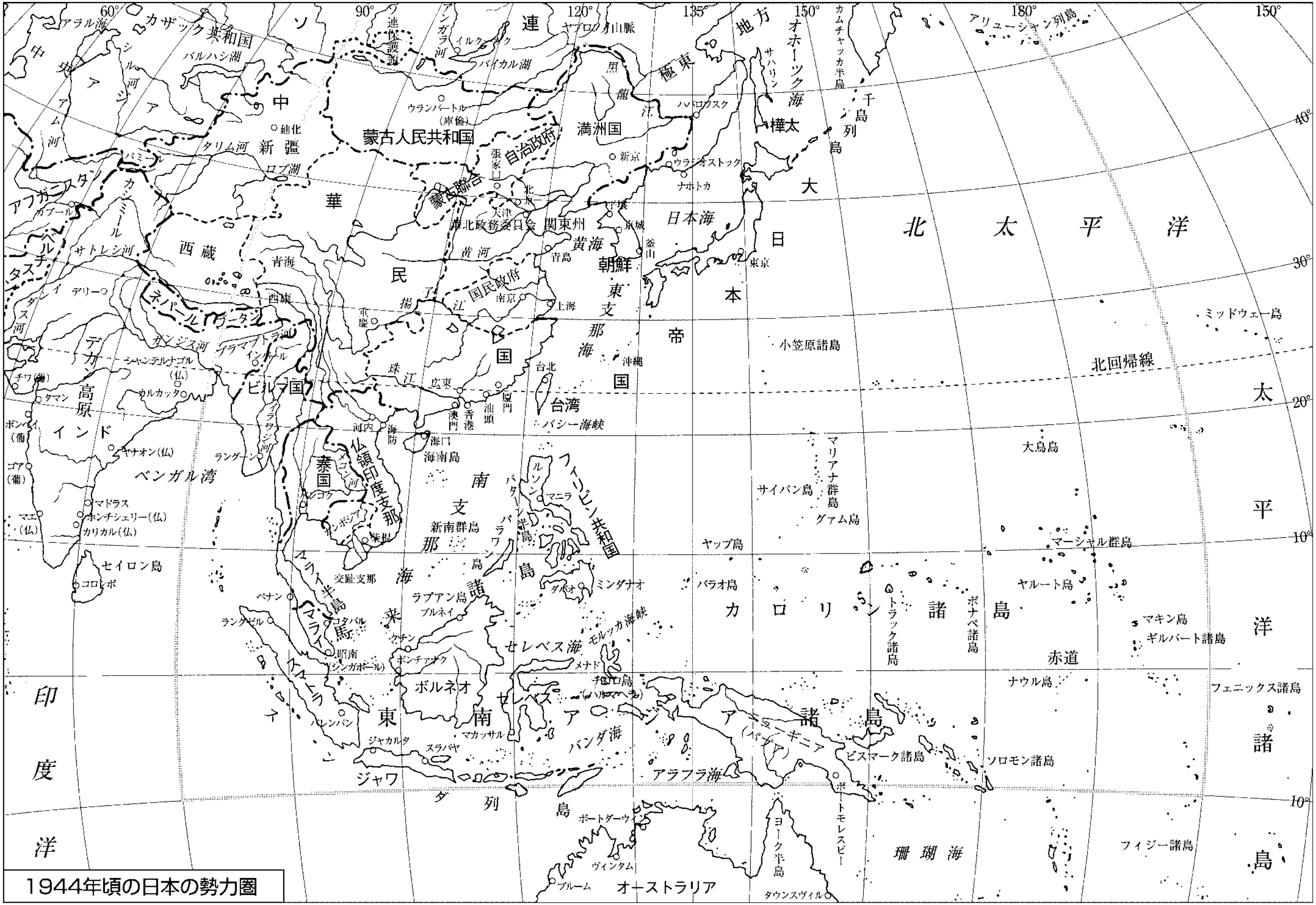

1944年頃の日本の勢力圏

第Ⅰ部

植民地支配の基盤

第1章
植民地主義

駒込 武

はじめに

植民地主義とはなにか．植民地の統治構造やさまざまな施策の根底にあって，全体としてこれを方向づけている統治思想，ないしイデオロギーをどのようなものとして把握すればよいのか．統治者の言説だけではなく，実態としての制度とこれをめぐる被植民者の経験に即して，植民地主義を浮き彫りにすることはできないだろうか．本章では，このように，ある意味では茫漠とした，しかし，植民地研究における出発点ともなるはずの論点について検討したい．

そもそも「植民地」をいかに定義すべきなのか．台湾，朝鮮，樺太(サハリン)南部，関東州，南洋群島を「(公式の)植民地」と称することは，ほぼ共通認識といえる．ただし，それでは，これらの地域といわゆる「内地」を区別する基準はなにかと考え始めると，とたんに問題は複雑な様相を呈する．こころみに『広辞苑』(第7版)を紐解いてみるならば，次のように記している．「植民地(colony)　ある国の海外移住者によって，経済的に開発された地域．本国にとって原料供給地・商品市場・資本輸出地をなし，政治上も主権をもたない完全な属領」．この定義には，大きく分けて，①海外移住者の存在，②原料供給地・商品市場・資本輸出地，③主権の不在，という3つの要素が示されている．

①については，古代ギリシャ，古代ローマにおける移住地としてのcolonyの用例に端を発するものだが，近代日本の場合，かならずしも移住地という側面が重要な位置を占めたわけではない．移住者の占める割合の大きさに着目するならば北海道や樺太こそが代表的な「移住植民地」ということになるはずだが，一般に北海道は植民地から除外される．そこで「内国植民地」という言葉が用いられることもあるものの，同じように「大日本帝国」の一部でありながら北海道はなぜ「内国」であり，台湾や朝鮮はそうではないのか，という問題が新たに呼び起こされることになる．

②は，いうまでもなくレーニンの帝国主義論で提起されたポイントである．しかし，日本による台湾領有当時に輸出すべき「過剰資本」が不在だったことなどレーニンの論に適合しない事実が指摘されて久しい．資本輸出や市場開拓をめぐる事実はもとより重要であるものの，資本主義の発展段階としての帝国主義，その帰結としての植民地支配という論理は，植民地をめぐる問題群に固有な位相を解明するものではない．レーニンも強調した「資本の不均等発展」に着目するならば，一般に地域間格差として表象される問題群――たとえば「裏日本」と「表日本」の格差――と植民地支配をめぐる問題群との連続性をどのように考えるべきかという問いがむしろ浮かび上がる．

③の主権の不在という要素も，実は曖昧である．主権の不在という指摘は，当該地域社会が本来ならば主権的単位を構成するはずだという前提があってこそ意味をもつが，かならずしもこの前提が成り立たないからである．山室信一の指摘しているように，近代東アジア世界は，他の非欧米世界と同様に，「〔欧米から〕主権国家体系を強制され，受け容れることによって，その地域世界を，欧米世界と並立・拮抗しうるものとして再編成」した[山室信一 2001]．たとえば琉球王国について主権的な単位であったとみる論もあるものの，琉球側の立場で「琉球処分」を記録した人物(喜舎場朝賢(きしゃばちょうけん))に「主権」という概念があったのかは微妙な問題とされる[西里喜行 2005][波平恒男 2014]．清朝の辺境に過ぎなかった台湾，「南洋群島」と称されたポリネシアの島嶼(とうしょ)は……と考えると，主権の不在はむしろ常態であったとみるべきだろう．欧米以外の世界で主権的単位であることへの渇望は，植民地支配のさなかにおいて，これへの対抗関係のなかで生じる事態が一般的だったと考えられる．

かくして①から③は，いずれも重要な要素ではあるものの，植民地とそれ以外の地域を弁別するための基準としては不十分である．それでは，帝国日本をめぐる経験に即しながらどのように植民地を定義すればよいのだろうか．以下，おもに日本における台湾研究を念頭におきながら検討することにしたい．

1　異法域としての「外地」

植民地とはなにかという問題を掘り下げる可能性を切り拓いてきたのは，法制史的アプローチだった．春山明哲による先駆的な研究では，台湾領有後に統治構想を立案する過程で政府部内において，「殖民地」とはなにかが論議され

ていた事実に着目して，次のように論じている．1896 年 1 月，原敬が台湾事務局委員として伊藤博文首相に「台湾問題二案」と題する意見書を提出，台湾を「殖民地乃チ「コロニー」」の類いとみなす案(甲案)と，内地と多少制度は異なっても「殖民地」の類いとはみなさない案(乙案)の双方を掲げたうえで，ドイツのアルザス・ロレーヌ支配などをモデルとして後者の乙案を採用すべきと主張した．すなわち，原敬は，「殖民地」とは法体系を異にする地域とみなしたうえで，文化的な「同化」よりも法制度上の同一化を優先させる「内地延長主義」の原理にしたがって台湾を統治すべきと考えていた[春山明哲 2008(1980)]．拙著『植民地帝国日本の文化統合』では，春山らによる研究に学びながら，結局，原敬の構想に反して，台湾を「殖民地」とする方針が選択されたと解釈した．その根拠は，1896 年 3 月施行の「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」(六三法)において台湾総督に法律の効力を持つ命令(律令)を制定する権利を与え，帝国憲法に定める「臣民ノ権利」の保護という原理を実質的に及ぼさなかったことである．この場合の植民地とは異法域であり，そのなかでも権利・義務関係における非同一性を基準として判断したことになる[駒込武 1996]．

六三法の解釈，その制定過程における美濃部達吉ら憲法学者の議論や，司法省顧問カークード W. M. H. Kirkwood ら御雇外国人の見解については，その後も，多くの精緻な研究が繰り広げられてきた[浅野豊美・松田利彦編 2004][呉密察 2006][浅野豊美 2008][岡本真希子 2010b]．とりわけ，公文書および関連する私文書の詳細な調査に基づいて展開された檜山幸夫の論が注目される．檜山は，台湾において属人的に適用される法令と属地主義的に適用される法令とが混在していた点に異法域としての「外地」の特異性を見出す．ただし，ヨーロッパにおける植民地が国際法上で領土主権のみを主張する属地だったのとは異なり，台湾は帝国領土の一部として固有の領土に編入された以上，法理論的には内地延長主義による統治論が採用されたとみるべきであると解釈する[檜山幸夫 2004]．さらに近年の論考では，帝国日本の統治機構にかかわる法制度的な概念としての「外地」と，実態概念としての「植民地」を区別したうえで，「外地」としての台湾も「大日本帝国」の構成体の一部であり，実際の総督人事や統治政策については中央政府が権限を掌握していた点を強調している[檜山幸夫 2015]．

檜山の論理展開には，にわかに首肯しがたい部分もある．たとえば，台湾領

有当初に内地延長主義が採用されたと解釈する過程で「異民族たる現住者に対して，政府は皇地皇民・一視同仁による観念論的帝国臣民論を適用した」[檜山幸夫 2004：48 頁]と論じている点は，説得的な根拠が示されているとは思えない．とはいうものの，法制度的な「外地」と実態概念としての「植民地」を区別して考えるべきという問題提起は重要である．駒込武[1996]において述べた「植民地」の定義も，むしろ「外地」の定義にかかわるものとして把握し直すべきものと今日では考えている．欧米列強における植民地の法的位置づけ，中央政府と植民地政府の関係構造の多様性などを考えた場合に，統治構造上の観点から「植民地」としての共通性を抽出することは困難だからである．

近代日本において「外地」とされた地域の重要な特徴は，属人主義と属地主義が混在する異法域ということであった．ただし，そのことを確認したうえで，異法域は統治構造上における「外地」に限定されないことを確認しておく必要がある．北海道や沖縄についても市制町村制や衆議院議員選挙法の未施行などさまざまな特例措置が設けられていた．そのことが，「内国植民地」という観点から問われてきたものの，この言葉は，北海道や沖縄も中央からの「差別」の対象であったという類いの結論を急がせて，むしろ議論を混乱させてきたところがある[永井秀夫 1996]．解明の手がかりは，台湾や朝鮮とも，北海道や沖縄とも異なる，微妙な境界領域に視座を置いた研究に見出される．

たとえば，小笠原諸島における主権的な力の浸透と移動民の関係について論じた石原俊は，日本という国民国家が成立したうえで「外地」を異法域にとどめ置く体制が構築されたのではなく，主権国家としての日本は，そもそもの成り立ちのはじめから異法域の接合体として形作られたと論じている[石原俊 2007：98 頁]．

小笠原諸島・伊豆諸島・隠岐・対馬・大島郡(奄美諸島)の地方制度について論じた高江洲昌哉は，それぞれの「島嶼」でさまざまな特例措置――郡役所の不在，町村制の未施行，府県税の非徴収と府県会議員選挙権の欠落，帝国議会議員選挙権の欠落など――が設けられたことに着目し，明治政府は「法域ノ斑模様」を避けるために画一的な地方制度を設けようとしたが，現実的には困難だったと論ずる．また，「沖縄県及島嶼町村制」(1907 年)をとりあげて，「名望家層の相対的不在」と「日露戦争後という施行時期の行政権の優位性」とが相まって「官治的制度」となったと解釈する一方，制定当時の説明資料で用いら

れた「低度ナル町村自治制ヲ施行」するという表現について具体的な政治状況との連関を隠蔽しながら，機能的には「差別意識を与える役目を担った」と論じている[高江洲昌哉 2009：240, 251 頁].

高江洲の指摘するとおり，あらかじめ特定の地域や人間集団にかかわる「差別意識」があって，それに沿って「島嶼」にかかわる制度が構築されたのではないだろう．実際のところ，現実的な諸条件と利害関係が錯綜するなかでアドホックに特別な制度が構築されたにもかかわらず，「低度」という言葉が特例措置を事後的に正当化しながら説明するために用いられ，それがある種の既成事実となり，先入観ともなっていったと解釈できる.

石原の研究も，高江洲の研究も，「内地」と「外地」という二項対立に還元できない問題のありようを法域の多元性という事実に即して浮き彫りにしている．山室信一の表現を借りるならば「パッチワーク的に“できあがっていった”」「異法域結合」[山室信一 2003：94 頁]としての帝国日本のあり方がまず認識されねばならないということになるだろう.

2 「ラセンの上昇路」をめぐる被植民者の経験

これまでに論じてきたように，法域という観点からの定義は，「外地」とされた諸地域の重要な特徴のひとつではあるものの，実態としての「植民地」を定義するものではない．近代日本の場合，植民地主義的と評しうる施策や社会的実践は「外地」と呼ばれた地域において顕著だったかもしれないが，微妙なグラディエーションをはらみながら「内地」と呼ばれた地域にも浸透していたと考えられる.「内地」と「外地」の統治構造の差異をリアルにふまえながら，この差異を絶対化してしまうのではなく，場合によっては「内地」のさまざまな地域や人間集団に通底する問題として「植民地性」をどのようにとらえ，記述すべきか．しかも，統治構造の次元ではなく，被植民者の経験に即してこの問題を掘り下げることができないだろうか．そのことを次に問う必要がある.

この問いについて，すでに定められた「正解」があるわけではない．我田引水めいてしまうものの，ここでは拙著『世界史のなかの台湾植民地支配――台南長老教中学校からの視座』で着目した林茂生という人物の経験と思索に即して，仮説的な見通しを記すことにしたい[駒込武 2015].

林茂生は，1916 年に台湾人として初めて東京帝国大学文科大学を卒業，や

はり台湾人として初めての高等官となって官立台南商業専門学校教授に就任した．台湾総督府の施策に対して対決的な姿勢を示したわけではなかったが，次第に日本人本位の教育体制にたいして批判を抱き，台湾人が中心となって管理運営する学校として母校台南長老教中学校を拡張していくために尽力した．1930年代になると財団法人台南長老教中学理事会の理事長に就任するが，神社参拝問題を契機として在台日本人から「非国民」と排撃され，英国人宣教師からも裏切られて，孤立無援の状況において学校との一切の関係を断つことを迫られた．ここで参照するのは，そうした歴史のただなかで林茂生が「植民地(性)」をどのように考えていたのかという問題である．

林茂生は，総督府在外研究員としてアメリカ滞在中の1929年にコロンビア大学に博士学位論文を提出した．その序章では，日本の台湾支配は，英国のインド支配とも米国のフィリピン支配とも異なっており，アルザス・ロレーヌの状況に近いと論じている．なぜならば，台湾人の大多数は漢人として「古い伝統と偉大な文化的遺産」をもっているうえに，支配者である日本人と「文化的起源」を共有していると考えたからである．

台湾は一般的にいう「植民地」ではないと論じているわけである．しかし，この前提は，行論の過程で次第に崩れていく．総督府が教育費支出を抑制しようとして義務教育を施行しないため就学率はアフリカにおけるヨーロッパの植民地と同様に低い，たとえ台湾人が高学歴を取得したとしても影響力ある立場に台湾人のための「空席」はない……．こうした事実をひとつひとつ確認したうえで，結章では総督府の施策は「帝国主義」の一般的な経路にしたがうものであり，台湾も「植民地」にほかならないと論定している[駒込武2015：360, 382頁]．

論文の序章と結章で見解が変化しているのは，「植民地」の定義が変わっているからである．序章では，「文明国」の民が「野蛮人」を支配するという一般的なイメージを前提として，台湾は「植民地」ではないと述べていた．しかし，結章では，台湾人が高学歴を取得する経路，さらに高い社会的地位にいたるルートが狭く限定されたものであるという観点から，「植民地」なのだと論じている．

もうひとつ，林茂生の発言を引いておきたい．アジア・太平洋戦争末期，皇民奉公会の座談会での発言である．座談会のテーマは「心の要塞化を談(かた)る」と

いういかにも時局的なものだった．林茂生は国民動員部長だったが，あくまでも台湾人の地位にこだわって次のように発言した．「本島有識層の悩み」の第一は「自分達の政治的地位が低いこと，若くは低いと感じて居ること」である．「幾ら歩いても元の場所のやうに思つて振り返つて見ると，丁度螺旋状を描いて居る道を歩くのと同じく決して同じ所ではなく，少しづつ進んで居る」(『新建設』1944 年 8 月号)．

ここで低い「政治的地位」という言葉が着目される．この場合の「政治的地位」は政治的立場性というよりも，学校ならば校長や理事長，企業では専務取締役のような役員というように，影響力ある立場をさすものだろう．こうした地位の相違が実力次第ではなく，政治的につくりだされているという意味で「政治的地位」という表現を用いたと思われる．座談会ではこの「政治的地位」の低さは少しずつ解消されていると語ってはいるものの，「螺旋状」という言葉はもどかしい気分を率直にあらわしている．

この「螺旋状」という比喩は，ベネディクト・アンダーソンが，反植民地主義的な想像力の根源として「ラセンの上昇路」に言及したことを思い起こさせる．アンダーソンは，大ブリテン連合王国の一部としてのスコットランドと，英領インドの違いはなにか，なぜ後者においてのみ反植民地主義的運動が生じたのかという問いを立てて，英領インド出身の官僚の「巡礼圏」はインド内部に限られており，政治の中心としてのウェストミンスターや経済の中心としてのシティにいたるのは困難だったとして，次のように語る．「一八世紀のスコットランド人にはなお開かれていたあのラセンの上昇路はもう閉ざされていた」[アンダーソン 1997：157 頁]．

この「ラセンの上昇路」という言葉は，「植民地性」の隠喩とみなすことができる．それはハシゴのように直線的に昇れるものではなく，遠回りでなかなか昇ることができない．教育制度は幾重にも連なる「ラセン」の第一歩であり，その先には文官高等試験という関門や，官僚としての昇進をめぐる落差などが待ち受けている[岡本真希子 2008]．入学試験，就職試験，昇進というような関門における扉の開き具合は生まれつきの属性に大きく左右される．たとえ少数の者がそこを通過できたとしても，扉の存在は，扉の向こう側にあってその開き具合を決める人びとと，扉の前で立ちすくむ人びとの差異を再生産することになる．さらに，この人間集団を隔てる仕組みは，差異を自然化する人種主義

的なカテゴリー――台湾の場合には「土人」や「チャンコロ」のような言葉――により後付け的に正当化される．中野敏男の指摘しているように，植民地主義とは「人間のカテゴリー化を本質属性としながら，それによって差別的な秩序を構成し支配しようとする」側面を不可欠の構成要素としている[中野敏男 2006：355頁]．

このように「ラセン」という言葉を補助線として林茂生とアンダーソンをつないでみたときに，被植民者の経験に即した植民地主義の輪郭が浮かび上がる．ただし，この「ラセンの上昇路」という問題も，法域をめぐる問題と同様，かならずしも「外地」に固有の問題ではなかった．

初等教育についていえば，「内地」では小学校令(1886年制定，1890年第2次，1900年第3次)により統一的な義務教育制度が成立したという理解に反して，市制町村制の施行されていない北海道，沖縄県および島嶼については小学校令に代わる小学教育規程が設けられた．さらに北海道では「教育所」と呼ばれる簡易な施設が設けられる一方，鹿児島県大島郡十島(としま)村は義務教育免除地としてあつかわれて1930年まで小学校令が施行されなかった[坂本紀子 2014, 2016]．台湾や朝鮮，南洋群島はいわば全体として「義務教育免除地」であり，小学校よりも修業年限の短い初等教育機関(公学校や普通学校)が一般的だったわけだが，内地にもパッチワーク的にそうした空間は存在していた．そのうえで，官吏がこうした制度をどのようなロジックで合理化し，「義務教育免除地」に生きる人びとが「わたしたち」をどのように認識していたのか，ということが問題となろう．

高等教育をめぐる次元では，沖縄において「第一回県費留学生」として東京帝国大学に学んだ謝花昇(じゃはなのぼる)の足跡が着目される．謝花は，1890年代に共有地官有化などをめぐって元薩摩藩士である沖縄県知事と激しく対立，官職を辞して知事罷免運動や参政権獲得運動に奔走したが，志を果たせないまま1900年に発狂した．謝花昇や林茂生のように東京帝国大学に学んだ人物が，例外的なエリートとしての地位ゆえにこそ植民地主義という壁に正面から衝突する……そうした事態は，たぶんに普遍的な性格を備えているように思われる．

ポストコロニアリズムと総称される研究動向(ないしは思想運動)について論じた戸邉秀明は，「かつての帝国の中心にエリートとして渡ってきた旧植民地出身の留学生や研究者たちが，あらためて自己の出自を考察し，故郷の脱植民地

化の困難さそのものに学問的に取り組んでいく」プロセスの重要性を指摘し，「旧植民地出身者の新しい巡礼が，その巡礼を強制した知の帝国主義的構造を批判する契機となった逆説」に着目すべきと論じている[戸邉秀明 2008：58-59頁]．戸邉の論は，謝花昇や林茂生を含めて，宗主国の中心への巡礼をくり返し，「知の帝国主義的構造」に挑戦してきた事実の延長線上において理解されるべきだろう．ベネディクト・アンダーソンにしても，アイルランド出身者としてケンブリッジに学んだ巡礼であった．「知の帝国主義的構造」を批判的に相対化していくためには，こうした巡礼たち自身による植民地主義の定義を浮き彫りにすることが求められている．

3　台湾人の「政治的地位」

前節は教育をめぐる問題に即して植民地主義を考えたが，管理運営の主体でありたいという思いと現実の「政治的地位」の低さとのズレは，教育という領域にかぎらず，政治・経済・文化を通じてさまざまな領域で生じていたはずである．また，「ラセンの上昇路」を昇りたいという思いは，多くの場合，単に個人的に「成功する」ことに止まらず，官僚組織・企業・学校・病院など各種団体で影響力ある地位について管理運営の主体となりたいという思いをあらわしていたと考えられる．

それでは，経済領域における「政治的地位」のありようをどのように考えるべきか．従来の植民地史研究では，経済学・経済史のディシプリンに基づく研究と，政治史や広義の文化史的なアプローチに基づく研究が，相互に乖離する傾向があった．筆者自身の研究を含めてと言うべきだが，帝国史を標榜する研究者が，経済の次元について立ち入って論ずることの少ないことが，こうした断層を大きくしてきたところがある．だが，沖縄戦後史にかかわる鳥山淳の研究のように，徹底して社会経済史的視点に立つことにより，「自治」への希求が広範な社会的基盤に支えられながら生まれてくる経緯と，それが屈折せざるをえなかったプロセスを浮き彫りにする研究も登場している[鳥山淳 2013]．ディシプリンの違いに基づく関心や手法の相違は否定しがたく存在するものの，経済史 vs 文化史という類いの疑似対立は克服されねばならない．実際，たとえば須永徳武による商工会議所の研究，波形昭一による木村匡（きむらきょう）研究などにおいて，断層を克服する方向性が示されている．